

令和3年11月30日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分のうち、令和〇年〇月〇日について、療養費を支給しないとした部分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による療養費の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、右股関節捻挫(以下「当該傷病」という。)及び右足関節捻挫の療養のための柔道整復師による施術に係る費用について、療養費の支給を申請した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「本件保険組合」という。)が、後記2(2)記載の理由により原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病による療養のためのa 接骨院・A柔道整復師(以下「A柔道整復師」という。)による施術に係る費用について、令和〇年〇月〇日及び同月〇日の2日間(以下「本件申請期間」という。)について、同年〇月〇日(受付)に、本件保険組合に対し、療養費の支給を申請した。
- (2) 本件保険組合は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付けで、本件申請期間について、「b病院においてX P、MRI撮影、消炎・鎮痛を適応とする内用薬及び外用薬の処方を受けているにも

かかわらず、柔道整復師の施術を受けている。主治医からは、処方した消炎・鎮痛を適応とする薬剤は捻挫にも効能効果があるとのことであるから、保険医療機関で治療(投薬を含む)を受けた期間は医師の管理下にあり、その期間中に柔道整復師の施術を受けた場合は、健康保険の給付の対象にはならないため。」として、本件申請期間について療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服として、審査官に対し、審査請求をしたところ、審査官は原処分のうち、令和〇年〇月〇日に施術した療養費を支給しないとした処分を取り消す決定をしたが、請求人は、なお、同月〇日の不支給部分を不服として、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 療養費の支給については、法第87条第1項において、保険者は、療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定している。法が療養の給付等及び療養費の支給につき上記のように定めている趣旨は、健康保険においては、現物給付たる療養の給付等を原則とするが、保険者が療養の給付等を行おうとしても行うことができない場合もあり、そのため、保険者が療養の給付等を行うことが困難である場合等で保険者がやむを得ないものと認めるときには、療養の給付等に代えて、現金給付としての療養費支給の方法を認めたものである。

- 2 そして、柔道整復師の施術に係る療養

費についての具体的な取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」（平成9年4月17日保険発第57号（ただし、平成30年5月24日保医発0524第1号厚生労働省保険局医療課長通知による改正後のもの。）、以下「本件通知」という。）が発せられており、本件通知は、柔道整復師の施術に係る包括的な取扱指針とされ、取扱いの客観性・公平性を担保するために必要であることはいうまでもなく、その内容においても、累次の改正等を経て、既発出の通知及び疑義等を整理して定めたものと認められるから、当審査会もこれに依拠するのを相当と考えているものであるところ、本件通知の別紙「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」第1通則5には「療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。」と定められている。

3 本件の場合、本件保険組合が、前記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分のうち、令和○年○月○日に施術した療養費を支給しないとした部分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、上記関係法令等に照らして、上記部分が妥当であると認められるかどうかである。

第2 審査資料

本件の審査資料は以下のとおり（いずれも写し）である。

資料1 本件申請期間に係る柔道整復施術療養費支給申請書

資料2 保険者からの照会に対する請求人作成の令和2年4月4日付け負傷状況・施術内容等回答書

資料3 b病院（以下「b病院」という。）の令和○年○月分の診療報酬明細書

資料4 c薬局d店の令和○年○月分の調剤報酬明細書

資料5 保険者からの「診療経過等について（照会）」と題する照会に対するb病院・B医師（以下「B医師」という。）作

成の令和○年○月○日付け回答書

第3 事実の認定及び判断

1 本件審査資料によると、以下の事実が認められる。

資料1によると、右股関節捻挫の負傷年月日は令和○年○月○日とされ、a接骨院において、初検年月日は同月○日、本件申請期間について、施術開始年月日は同日、施術終了年月日は同月○日、施術日は同月○日、○日の2日間とされ、それらの施術日において柔道整復師による施術がされたことが認められる。

資料2によると、請求人は、令和○年○月○日の負傷原因等について、痛みが発生した原因を「ひねった（捻挫）」とし、同日午前○時○分頃、自宅で、胡座姿勢で新聞を読んでいたとき、「足を伸ばそうとした時に捻った。」とされ、右股関節部分を捻挫したとされている。

資料3及び資料4によると、診療開始日を令和○年○月○日とする頸椎症性神経根症（主）、診療開始日を同月○日とする第6・7頸椎椎間板ヘルニアが記載されており、頸椎に対して単純撮影とMRI撮影がされ、同月○日に末梢性神経障害治療剤であるメコバラミン錠、神経障害性疼痛・線維筋痛症疼痛治療剤であるリリカOD錠及び鎮痛・抗炎症・解熱剤であるロキソプロフェン錠が処方されていることが認められる。

資料5によると、B医師は、令和○年○月○日のMRI所見等に基づき、頸椎症性神経根症、第6・7頸椎椎間板ヘルニアと診断した際の診察時の患者の病状の主訴に係る照会事項に対して、「頸部痛左上腕～手指のしびれ感」と回答し、請求人が平成○年○月から令和○年○月まで接骨院において右背部、右大腿部、右足関節、腰部の施術、同年○月からは右足関節、右股関節の施術を受けていることについて、これらの痛みは、B医師が診断した頸椎症性神経根症及び頸椎椎間板ヘルニアによるものかという照会事項に対し、「今回の症状に関して頸椎症性神経根症と椎間板ヘルニアによるものは神

とおり裁決する。

経根の症状であるため、左上肢のみに症状はあったが、腰から下の症状は出ないと考えます。」と回答し、同年○月から○月にかけて処方された①リリカOD錠、②ロキソプロフェン錠、③メコバラミン錠、④ロキソニン錠、⑤メチコバル錠、⑥ロキソプロフェンNaテープ、⑦ロキソニンテープは、右股関節捻挫及び右足関節捻挫に対して、服薬の効能・効果があるかとの照会事項に対し、「ロキソプロフェン（ロキソニン錠）と、ロキソプロフェンテープ（^クテープ）は消炎鎮痛剤であるため、捻挫の症状に対しては効果があるとも思われます。」と回答していることが認められる。

2 上記認定された事実に基づき、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) B医師は、令和○年○月○日のMRI所見等に基づき、頸椎症性神経根症及び第6・7頸椎椎間板ヘルニアと診断し、診察時の患者の病状の主訴は「頸部痛 左上腕～手指のしびれ感」、当該傷病による痛みについては「今回の症状に関して頸椎症性神経根症と頸椎椎間板ヘルニアによるものは神経根の症状であるため、左上肢のみに症状はあったが、腰から下の症状は出ないと考えます。」と回答している。

以上からは、B医師が行ったMRI撮影等や鎮痛・抗炎症・解熱剤の処方等の医療的処置は、右股関節捻挫に対してのものではなく、頸椎症性神経根症及び頸椎椎間板ヘルニアに対して施行されたものであると考えるのが相当である。

したがって、A柔道整復師が請求人に対して行った施術は、医科併用には該当せず、柔道整復師の施術に係る療養費の支給要件を満たしていると認められる。

(2) 以上によると、原処分のうち、令和○年○月○日分の療養費を支給しないとする部分は、関係法令及び本件通知に照らして妥当でないと思われるので、これを取り消すこととし、主文の